

令和7年11月25日招集

第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第11回狭山市農業委員会総会

令和7年11月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 生産緑地に係る主たる農業従事者証明願いについて
 - (6) 非農地証明願いについて
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後4時

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 渡 邊 隆 夫
4番 増 田 棟 順	5番 堀 口 一 男	6番 齋 藤 栄 一
7番 森 田 依 見 子	8番 仲 川 知 範	9番 室 岡 芳 浩
10番 清 水 芳 則	12番 下 村 辰 次	13番 安 藤 千 鶴
14番 増 田 茂		

(本日の欠席委員 1名)

11番 大 野 博 文

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 渡 邊 雅 彦 主任 加 藤 信 二 主事 七 字 涼 太

事務局

定刻になりましたので、これより令和7年第11回狭山市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、資料のご確認をお願いします。

本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書 議案第1号 狭山市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 議案第6号 非農地証明願について

- ・資料1 狭山市農業振興地域整備計画の変更（除外案件）
- ・資料2 議案図面資料（議案第3号、4号、5号、6号関係）
- ・資料3 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 報告第4号 農業用施設に係る届出について

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知についてとなります。

以上です。

局長

本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第11回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長

【会長の挨拶】

事務局

ありがとうございました。それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長

これより、第11回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号3番 増田 棟順 委員と4番 渡邊 隆夫 委員にお願いします。なお、(11番 大野 委員)につきましては所用により、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

まずは、第11回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。
狭山市農業振興地域整備計画の変更が、堀兼地区2件、奥富地区1件、水富地区1件の合計4件です。
農用地利用集積等促進計画が、受人単位で、入間川地区1件、堀兼地区16件、水富地区1件の合計18件です。
農地法第3条許可申請が、入曽地区1件、堀兼地区1件の合計2件です。
農地法第5条許可申請が、入間川地区2件、入曽地区3件、奥富地区1件、柏原地区2件、水富地区1件の合計9件です。
主たる農業従事者の証明願いが、入曽地区1件です。
非農地証明願いが、堀兼地区1件です。
以上です。

議長 はじめに、『議案第1号 狭山市農業振興地域整備計画の変更について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めます。

農振課 【狭山市農業振興地域整備計画の変更についての図面資料等にて説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら、計画の変更について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

事務局は、然るべき処理を進めてください。

次に『議案第2号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めますが、安藤委員と下村委員におかれましては、1番及び8番の案件が同一世帯の案件であることから、議事には参与できません。

席の移動を願います。

農振課 【農用地利用集積等促進計画についての説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

事務局は、然るべき処理を進めてください。

安藤委員と下村委員は、自席へお戻りください。

農業振興課は、退室いただいて結構です。

【農業振興課の退室】

次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曾地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

今後の活動として、先に行われた利用状況調査を基に農業委員と2人1組で、所有者宅を訪問いただくこととなりますが、次回からは、その状況や感想等を含めて報告願います。実施のタイミングは、事前審査時等に合わせるのが良いと思います。対象は、月に1～2件程度で構いません。宜しく願いいたします。

次に、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号1番について、ご説明いたします。

受人は水野に在住と同所に在住の2名でそれぞれ持分があり、新規参入希望者です。渡人は水野の法人。土地の所在は、水野字月見野 地目は畑 地積は247㎡。本市では、新規参入者への所有権移転は認めておらず、知識・技術等の習得を見極め後に、必要とあれば所有権移転に係る第3条許可申請を提出いただいているところですが、同一世帯で事実上、共に営農してきた者であることから所有権の移転も止むなしとしたものです。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、申請地のみで路地物の作付けを確認しております。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取り及び肥培管理計画からり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』します。

次に、2番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号2番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は杉並区に在住。

土地の所在は堀兼字八軒屋 他1筆 地目はいずれも畑 地積は合計で2,669㎡。堀兼神社の南に位置し、所有権の移転です。

本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありませんでした。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、『議案第4号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。

委員 議案第4号1番について、ご説明いたします。
【1番の図面より説明】
土地の所在は入間川字下窪、地目は畑、地積は371㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号2番について、ご説明いたします。
【2番の図面より説明】
土地の所在は入間川字中平野、地目は畑、地積は486㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号3番について、ご説明いたします。
【3番の図面より説明】
土地の所在は南入曾字本橋場、地目は畑、地積は320㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号4番について、ご説明いたします。

【4番の図面より説明】

土地の所在は南入曽字町屋道、地目は畑、地積は397㎡です。

本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号5番について、ご説明いたします。

【5番の図面より説明】

土地の所在は南入曽字宅地裏 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計494㎡

です。本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、6番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号6番について、ご説明いたします。

【6番の図面より説明】

土地の所在は上奥富字下大海道 他2筆、地目はいずれも畑、地積は合計1150

㎡です。本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、7番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号7番について、ご説明いたします。

【7番の図面より説明】

土地の所在は柏原字上宿、地目は畑、地積は合計370㎡です。

本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、8番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号8番について、ご説明いたします。

【8番の図面より説明】

土地の所在は柏原字宮ノ越、地目は畑、地積は合計873㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、9番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号9番について、ご説明いたします。

【9番の図面より説明】

土地の所在は笹井字八木前、地目は畑、地積は合計2492㎡です。
本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、『議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』
を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。

申出者は、北入曾に在住。
申出地は、北入曾字御狩場 地目は畑 地積は530㎡。
買取り申出事由は、申出者の父が死亡したことによります。
以上です。

- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
次に、『議案第6号 非農地証明願について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第6号について、ご説明をいたします。
申出者は、北入曾に在住。
申出地は、堀兼字上榛 他3筆 登記簿地目はいずれも畑 地積は合計で
5970㎡。
申し出た事由は、該当地はいずれも登記簿上は畑ですが、相続した時点では既に山林の様態であり、将来的に農地利用は考えられないことから、非農地として願
い出たものです。
本事案は、狭山市では初の事案であることから、近隣市農業委員会、県川越農林振興
センターに確認し、事務を進めて参りました。
農林水産省通知を基に作成した決定基準（近隣市農業委員会参考）と現地写真を
基にご説明いたしますが、最初に、現地の状況をプロジェクターにてご覧ください。
次に、お手元の『再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について』をご覧ください。
縦の用紙ですが、1番に非農地の定義を示しています。
横の用紙ですが、チェックリストとなっています。
それでは、現地写真とともにチェックしていきます。
括弧1の森林化です。
現地は雑木林ですので『B』該当でよろしいでしょうか？
次に、括弧3の条件整備です。
農地へ再生するには重機による作業が『必要』でよろしいでしょうか？
裏面の判定例をご確認ください。
括弧1が『B』、括弧3が必要とする1番となり、判定結果は、第3の1非農地に
該当すると考えます。
以上です。
- 議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
総会を前に、堀兼地区の委員で現地確認いただきましたが、何か意見ございますか。
- 委員 【現地確認の感想等を写真により説明】
周辺は、山林に囲まれており、森林化により農地が荒廃している状況です。対象地を
農地に復元しても農地として継続的に利用される可能性は低い状況です。
- 議長 他に質疑ございますか。
- 委員 農地から山林になると農地法から外れてしまうが、農地に悪影響のない環境を継続
するために、開発審査課や環境課と連携して、今後も監視して頂きたいです。

議長 他に質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手多数です。
よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局からの説明を求めます。

事務局 先ずは、資料3の報告第1号をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、1件2筆、地目及び地積は、畑が2,593㎡です。原因は相続によるものです。
これら届出において、あつせん希望はありません。

報告第2号をご覧ください。
農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目及び地積は畑が346㎡です。
転用目的は、住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。
農地法第5条の規定による届出は、1件2筆、地目及び地積は畑が617㎡です。
転用目的は、住宅敷地です。

報告第4号をご覧ください。
事業計画者は、下奥富に在住。
計画地は、下奥富字宮後 地目は畑 地籍は89㎡。
事業の概要は、耕作用車両の置場です。

報告第5号をご覧ください。
受人は瑞穂町に拠点を置く法人。渡人は水野に在住。
申出地は、水野字本堀 地目は畑 地積は3,499㎡のうち1,327㎡。
本件は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの間、基盤強化法による利用権設定が承認されておりましたが、今回の農地を是非、貸して欲しいとの地域内農家の要望に基づき、一部を合意解約したので通知となったものです。
以上です。

議長 質疑ございますか。
質疑はないようです。
その他、委員から何かありますか。
事務局から何かありますか。

議長 無いようですので、これをもちまして第11回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。